

【2025年度】障害福祉サービス事業者等 実地指導の結果（町田市）
（2025年4月から2026年3月まで）

2026年6月29日現在

実地指導は、サービスを提供する事業所が法令等で定める基準を満たしているか確認し、満たしていない部分について改善を求めるために行っています。

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年5月13日	高橋さわやかヘルパーステーション	株式会社高橋居宅介護支援事業所	居宅介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				基準を満たす人員を配置すること。	改善済
				常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置すること。	改善済
				利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				サービス提供にあたっては、提供の都度必要な事項を必ず記録すること。	改善済
				サービスの提供の記録について、利用者から都度確認を受けること。	改善済
				代理受領方式による場合、介護給付費の額を利用者に対し通知すること。	改善済
				サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した個別支援計画を作成すること。	改善済
				適切な指定居宅介護を提供できるよう、各指定居宅介護事業所ごとに従業員の勤務体制を定めること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講じること。	改善済
				苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、必ず東京都に届け出ること。	改善済
				業務継続計画未策定減算について、適切に算定すること。	改善済
				身体拘束廃止未実施減算について、適切に算定すること。	改善済
				虐待防止措置未実施減算について、適切に算定すること。	改善済
			重度訪問介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				基準を満たす人員を配置すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年5月13日	高橋さわやかヘルパーステーション	株式会社高橋居宅介護支援事業所	重度訪問介護	常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置すること。	改善済
				利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				サービス提供にあたっては、提供の都度必要な事項を必ず記録すること。	改善済
				サービスの提供の記録について、利用者から都度確認を受けること。	改善済
				代理受領方式による場合、介護給付費の額を利用者に対し通知すること。	改善済
				サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した個別支援計画を作成すること。	改善済
				適切な指定重度訪問介護を提供できるよう、各指定重度訪問介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講じること。	改善済
				苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、必ず東京都に届け出ること。	改善済
				業務継続計画未策定減算について、適切に算定すること。	改善済
				身体拘束廃止未実施減算について、適切に算定すること。	改善済
				虐待防止措置未実施減算について、適切に算定すること。	改善済
			同行援護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				基準を満たす人員を配置すること。	改善済
				常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置すること。	改善済
				利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				サービス提供にあたっては、提供の都度必要な事項を必ず記録すること。	改善済
				サービスの提供の記録について、利用者から都度確認を受けること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年5月13日	高橋さわやかヘルパーステーション	株式会社高橋居宅介護支援事業所	同行援護	代理受領方式による場合、介護給付費の額を利用者に対し通知すること。	改善済
				サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した個別支援計画を作成すること。	改善済
				適切な指定同行援護を提供できるよう、各指定同行援護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じること。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するための必要な措置を講じること。	改善済
				苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、必ず東京都に届け出ること。	改善済
				業務継続計画未策定減算について、適切に算定すること。	改善済
				身体拘束廃止未実施減算について、適切に算定すること。	改善済
				虐待防止措置未実施減算について、適切に算定すること。	改善済
2025年5月20日	コネクトケア鶴川	株式会社コネクトケア・アンド・パートナーズ	居宅介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
				運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
			重度訪問介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
			同行援護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
2025年5月27日	クラージュ	株式会社New Valley	居宅介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年5月27日	クラージュ	株式会社New Valley	居宅介護	サービス提供にあたっては、提供の都度必要な事項を必ず記録すること。	改善済
				サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
				適切な指定居宅介護を提供できるよう、従業員の勤務体制を定めること。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				苦情対応のため、必要な措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				福祉・介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、東京都へ届け出た計画に基づいた公表を行うこと。	改善済
			重度訪問介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				サービス提供にあたっては、提供の都度必要な事項を必ず記録すること。	改善済
				サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
				適切な指定重度訪問介護を提供できるよう、従業員の勤務体制を定めること。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				苦情対応のため、必要な措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				福祉・介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、東京都へ届け出た計画に基づいた公表を行うこと。	改善済
			同行援護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				サービス提供にあたっては、提供の都度必要な事項を必ず記録すること。	改善済
				サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年5月27日	クラージュ	株式会社New Valley	同行援護	適切な指定同行援護を提供できるよう、従業員の勤務体制を定めること。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				苦情対応のため、必要な措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				福祉・介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、東京都へ届け出た計画に基づいた公表を行うこと。	改善済
			行動援護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				サービス提供にあたっては、提供の都度必要な事項を必ず記録すること。	改善済
				サービスの提供の記録について、支給決定障害者等から確認を受けること。	改善済
				適切な指定行動援護を提供できるよう、従業員の勤務体制を定めること。	改善済
				運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				苦情対応のため、必要な措置を講じること。	改善済
				身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				行動援護サービス費について、適切に算定を行うこと。	改善済
				福祉・介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、東京都へ届け出た計画に基づいた公表を行うこと。	改善済
2025年6月10日	アイリス	社会福祉法人紫苑の会	共同生活援助	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づく定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じること。	改善済
				福祉・介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、東京都へ届け出た計画に基づいた公表を行うこと。	改善済
			短期入所	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づく定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年6月10日	アイリス	社会福祉法人紫苑の会	短期入所	感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じること。	改善済
				福祉・介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、東京都へ届け出た計画に基づいた公表を行うこと。	改善済
2025年6月17日	ボワ・ミニヨン	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	共同生活援助	文書による指摘事項なし。	改善済
	であい	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	短期入所	文書による指摘事項なし。	改善済
2025年6月24日	にじ	社会福祉法人まちだ育成会	共同生活援助	感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じること。	改善済
	ショートステイレッド館	社会福祉法人まちだ福祉会	短期入所	感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じること。	改善済
2025年7月8日	フクシア	社会福祉法人つるかわ学園	共同生活援助	文書による指摘事項なし。	改善済
2025年7月15日	相談支援センターすばる町田	社会福祉法人みずき福祉会	計画相談支援	文書による指摘事項なし。	-
2025年8月5日	なごみ在宅サービス町田	株式会社日本エルダリーサービス	居宅介護	運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
			重度訪問介護	運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				初回加算について、適切に算定を行うこと。	改善済
2025年8月19日	相談支援センターあい羽	株式会社ノエ	計画相談支援	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
			障害児相談支援	事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
2025年8月25日	富士清掃サービス	社会福祉法人まちのひ	就労継続支援B型	文書による指摘事項なし。	-
2025年9月2日	ふじ居住支援	社会福祉法人まちのひ	共同生活援助	文書による指摘事項なし。	-
2025年9月9日	ボワ・アルモニー	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	生活介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				勤務体制確保のため、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				欠席時対応加算について、適切に算定を行うこと。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年9月9日	ボワ・アルモニー	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	就労継続支援B型	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				勤務体制確保のため、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				当該年度の目標工賃と前年度の工賃実績を利用者に通知すること。	改善済
2025年9月25日	ボワ・コンサール	社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会	放課後等デイサービス	欠席時対応加算について、適切に算定を行うこと。	改善済
2025年9月30日	Kidsテラス木曽西	株式会社オン・ザ・プラネット	放課後等デイサービス	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
2025年10月9日	町田かたつむりの家	社会福祉法人まちのひ	生活介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				東京都に届け出た事項に変更があった場合は、10日以内にその旨を東京都に届け出ること。	改善済
2025年10月16日	サポートセンター町田とも	社会福祉法人まちのひ	生活介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				人員配置体制加算（Ⅲ）について、適正に算定すること。	改善済
2025年10月21日	相談支援センター シオン	社会福祉法人紫苑の会	計画相談支援	アセスメントに当たり、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うこと。	改善済
				モニタリングに当たり、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うこと。	改善済
			障害児相談支援	アセスメントに当たり、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うこと。	改善済
				モニタリングに当たり、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うこと。	改善済
				運営規程の概要、相談支援の実施状況その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
2025年10月30日	ひかり療育園	社会福祉法人まちだ育成会	生活介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
2025年11月6日	ひあたり野津田	社会福祉法人まちのひ	就労移行支援	文書による指摘事項なし。	-
			就労継続支援B型	文書による指摘事項なし。	-
			就労定着支援	文書による指摘事項なし。	-
2025年11月20日	町田ゆめ工房	社会福祉法人つぼみの家	生活介護	事故等が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
				福祉・介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、東京都へ届け出た計画に基づいた公表を行うこと。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年11月20日	町田ゆめ工房	社会福祉法人つぼみの家	就労継続支援B型	福祉・介護職員等処遇改善加算の算定にあたっては、東京都へ届け出た計画に基づいた公表を行うこと。	改善済
2025年11月28日	ベロニカ苑Ⅱ	社会福祉法人地の星	就労継続支援B型	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じること。	改善済
				当該年度の目標工賃と前年度の工賃実績を利用者に通知すること。	改善済
2025年12月2日	かがやき	社会福祉法人まちだ育成会	生活介護	文書による指摘事項なし。	-
			就労継続支援B型	勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業員の勤務状況を明確にすること。	改善済
				目標工賃達成指導員配置加算について、適切に算定を行うこと。	改善済
2025年12月9日	ショートステイオレンジ館	社会福祉法人まちだ育成会	短期入所	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じること。	改善済
2025年12月24日	セレリアンス・ハウス町田図師町	セレリアンス株式会社	共同生活援助	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				基準を満たす員数以上の世話人を配置すること。	改善済
				基準を満たす員数以上の生活支援員を配置すること。	改善済
				基準を満たす員数以上のサービス管理責任者を配置すること。	改善済
				利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				正当な理由がなく指定共同生活援助の提供を拒まないこと。	改善済
				利用者の心身の状況、環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握できるような体制であること。	改善済
				区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び他のサービスを提供する者などとの密接な連携ができるような体制であること。	改善済
				費用の支払いを利用者から受ける場合、実費相当額の範囲内で行い、精算を行うこと。	改善済
				利用者に対して領収証を交付すること。	改善済
				管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行い、従業者に指定障害福祉サービス基準を遵守させるために必要な指揮命令を行うこと。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2025年12月24日	セレリアンス・ハウス町田図師町	セレリアンス株式会社	共同生活援助	適切な指定共同生活援助を提供できるよう、各指定共同生活援助事業所ごとに従業者の勤務体制を定めること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じること。	改善済
				消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。	改善済
				事業所の見やすい場所に、次に掲げる重要事項を掲示もしくは事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させること。	改善済
				サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にサービスを利用できるように、事業者が実施する事業の内容に関する情報等の提供を行うこと。	改善済
				人員欠如減算について、適切に算定すること。	改善済
				人員配置体制加算（Ⅰ）について、適切に算定すること。	改善済
				夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、適切に算定すること。	改善済
				医療連携体制加算（Ⅶ）について、適切に算定すること。	改善済
2025年12月26日	赤い屋根	社会福祉法人ウィズ町田	生活介護	事故等が発生した場合は、都、区市町村及び利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
2026年1月13日	町田生活実習所	社会福祉法人まちのひ	生活介護	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じること。	改善済
2026年1月15日	相談支援みつばち	特定非営利活動法人ほと・ステーションらら	計画相談支援	利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
			障害児相談支援	利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
2026年1月20日	つぼみフィオーレ	株式会社つぼみ	放課後等デイサービス	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うこと。	改善済
				サービス提供にあたっては、提供の都度必要な事項を必ず記録すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2026年1月20日	つぼみフィオーレ	株式会社つぼみ	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス計画に必要な事項を記載して適切に作成すること。	改善済
				放課後等デイサービス計画について、通所給付決定保護者等から適切に同意を得ること。	改善済
				放課後等デイサービス計画作成後、モニタリング（放課後等デイサービス計画の実施状況の把握）を適切に行うこと。	改善済
				児童発達支援管理責任者は、従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	改善済
				運営規程に重要事項を記載すること。	改善済
				勤務体制確保のため、月ごとに勤務表を作成し、従業者の勤務状況を明確にすること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画を策定し、業務継続計画に基づく定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定めた措置を講じること。	改善済
				利用者の身体拘束等の適正化のため、必要な措置を講じること。	改善済
				業務管理体制の整備に関する事項を届け出ること。	改善済
				通所支援計画未作成減算について、適切に算定を行うこと。	改善済
				身体拘束廃止未実施減算について、適切に算定を行うこと。	改善済
				虐待防止措置未実施減算について、適切に算定を行うこと。	改善済
				福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）の算定にあたっては、東京都へ届け出た計画に基づいた公表を行うこと。	改善済
2026年1月13日	ちいろば障がい者相談支援センター	社会福祉法人南町田ちいろば会	計画相談支援	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
			障害児相談支援	利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済
				利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
2026年2月12日	まちのひ相談室	社会福祉法人まちのひ	地域移行支援	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
			地域定着支援	利用申込者に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を適切に交付すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
2026年2月12日	まちのひ相談室	社会福祉法人まちのひ	地域定着支援	利用者に対し、利用契約を適切に締結すること。	改善済
				感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
			計画相談支援	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
				行動障害支援体制加算について、必要な手続を行うこと。	改善済
2026年2月20日	ビバモス	株式会社障害社	計画相談支援	感染症対策及び非常災害対策の業務継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を行うこと。	改善済
				利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示もしくは備え付けすること。	改善済
2026年2月20日	ビバモス	株式会社障害社	計画相談支援	虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。	改善済